



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*33 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

(〃) 20

公布された条例のあらまし

◇ 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理不全状態にある建築物等に係る建築物所有者等に対して、当該管理不全状態の改善に関し必要な助言又は指導をすることができることとするほか、所要の改正を行うこととしました。(第1条～第5条関係)

2 施行期日

令和4年10月1日から施行します。ただし、第3条第2項第4号及び第5号並びに第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行します。

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、<u>建築物等の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良好な景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、</u>県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ① <u>建築物等</u> 建築物その他の土地に定着する工作物をいう。 ② <u>建築物所有者等</u> 建築物等の所有者、管理者又は占有者をいう。 ③ <u>景観支障状態</u> 建築物等の外観が次のいずれにも該当する状態をいう。 ア 規則で定める程度の特に著しい破損、腐食等が生じている状態 イ 周辺の良好な景観に対して著しく不調和である状態 ④ <u>管理不全状態</u> 建築物等の外観が将来において景観支障状態になるおそれのある状態として、次のいずれにも該当する状態をいう。 ア 規則で定める程度の破損、腐食等が生じている状態 イ 周辺の良好な景観に対して著しく不調和となるおそれのある状態</p> <p>(建築物所有者等の責務) 第2条 建築物所有者等は、その建築物等の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良好な景観に対し支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならない。</p> <p>(管理不全改善措置の助言又は指導) 第2条の2 知事は、管理不全状態にある建築物等について、当該管理不全状態にある建築物等に係る建築物所有者等に対し、当該管理不全状態の改善に関し必要な助言又は指導をすることができる。 2 前項の規定は、次条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる建築物等に係る建築物所有者等には、適用しない。 3 知事は、第1項の規定による助言又は指導をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより調査を行わなければならない。この場合において、知事は、建築物所有者等に対し、当該調査に関し必要な協力を求めることができる。 4 知事は、第1項の規定による助言又は指導を</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、<u>建築物等(建築物その他の土地に定着する工作物をいう。以下同じ。)</u>の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良好な景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(建築物所有者等の責務) 第2条 建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「<u>建築物所有者等</u>」という。)は、その建築物等の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良好な景観に対し支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならない。</p>

しようとする場合において、必要があると認めるときは、和歌山県景観条例(平成20年和歌山県条例第21号)第18条第1項に規定する和歌山県景観審議会(以下「和歌山県景観審議会」という。)の意見を聴くことができる。

5 知事は、管理不全状態にある建築物等に係る建築物所有者等(第1項の規定による助言又は指導を受けた者に限る。)が当該管理不全状態の改善を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該管理不全状態の改善に関し必要な支援を行うことができる

—

(景観支障状態の制限)

第3条 建築物等の外観については、景観支障状態であってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

(1)~(3) 略

(4) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により指定文化財として指定され、又は同条例第3条の5の規定により登録文化財として文化財に関する登録台帳に登録された建築物等

(5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定され、又は同条第3項の規定に基づく市町村の条例の規定により登録文化財として文化財に関する登録簿に登録された建築物等

(6)・(7) 略

(景観支障除去措置の要請)

第4条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、知事に対し、外観が景観支障状態にある建築物等(以下「景観支障建築物等」という。)に係る建築物所有者等に除却、修繕その他の景観上の支障を除去するために必要な措置(以下「景観支障除去措置」という。)を行わせるための要請(以下「要請」という。)をすることができる。

(1) 景観支障建築物等から規則で定める距離以内の区域に居住する18歳以上の者又は土地の所有権若しくは借地権を有する者(当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等その他規則で定める者を除く。次項及び第4項並びに第8条においてこれらを「周辺住民等」という。)

(2) 略

2~4 略

(景観支障除去措置の助言、指導及び勧告)

第5条 知事は、第3条第2項各号に掲げる建築物等を除き、和歌山県景観条例第11条の7に規定する区域内に存する景観支障建築物等又は要請に係る景観支障建築物等について、景観支障除去措置を行うことが必要と認められる場合は、当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等に対し、景観支障除去措置をとることを助言又は指導することができる。

2・3 略

4 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該勧告に係る建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観審議会の意見(市町村の長の要

(景観支障状態の制限)

第3条 建築物等の外観については、次のいずれにも該当する状態(以下「景観支障状態」という。)であってはならない。

(1) 規則で定める程度の特^ニ著しい破損、腐食等が生じている状態

(2) 周辺の良好な景観に対して著しく不調和である状態

2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

(1)~(3) 略

(4) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により指定文化財として指定された建築物等

(5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定された建築物等

(6)・(7) 略

(景観支障除去措置の要請)

第4条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、知事に対し、外観が景観支障状態にある建築物等(以下「景観支障建築物等」という。)に係る建築物所有者等に除却、修繕その他の景観上の支障を除去するために必要な措置(以下「景観支障除去措置」という。)を行わせるための要請(以下「要請」という。)をすることができる。

(1) 景観支障建築物等から規則で定める距離以内の区域に居住する20歳以上の者又は土地の所有権若しくは借地権を有する者(当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等その他規則で定める者を除く。次項及び第4項並びに第8条においてこれらを「周辺住民等」という。)

(2) 略

2~4 略

(景観支障除去措置の助言、指導及び勧告)

第5条 知事は、第3条第2項各号に掲げる建築物等を除き、和歌山県景観条例(平成20年和歌山県条例第21号)第11条の7に規定する区域内に存する景観支障建築物等又は要請に係る景観支障建築物等について、景観支障除去措置を行うことが必要と認められる場合は、当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等に対し、景観支障除去措置をとることを助言又は指導することができる。

2・3 略

4 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該勧告に係る建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観条例第18条第1項に規定する和

請による手続を経て勧告をしようとするときにおいては、和歌山県景観審議会の意見を聴かなければならない。

和歌山県景観審議会(以下この項及び次条第2項において「和歌山県景観審議会」という。)の意見(市町村の長の要請による手続を経て勧告をしようとするときにおいては、和歌山県景観審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号及び第5号並びに第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。